

肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施状況について

1 肝炎治療特別促進事業の現状

(1) 最近の申請件数

平成 20 年度に B 型・C 型肝炎ウイルス性肝炎早期治療の推進のため、肝炎治療特別推進事業が開始された。過去 5 年間の 10 万人当たりの各申請件数を図 1、2 に示す。

令和 4 年度の岐阜県における核酸アナログ製剤治療の更新申請件数は、過去 5 年間で最多となった。一方、インターフェロンフリー治療の申請件数は、年々減少している。

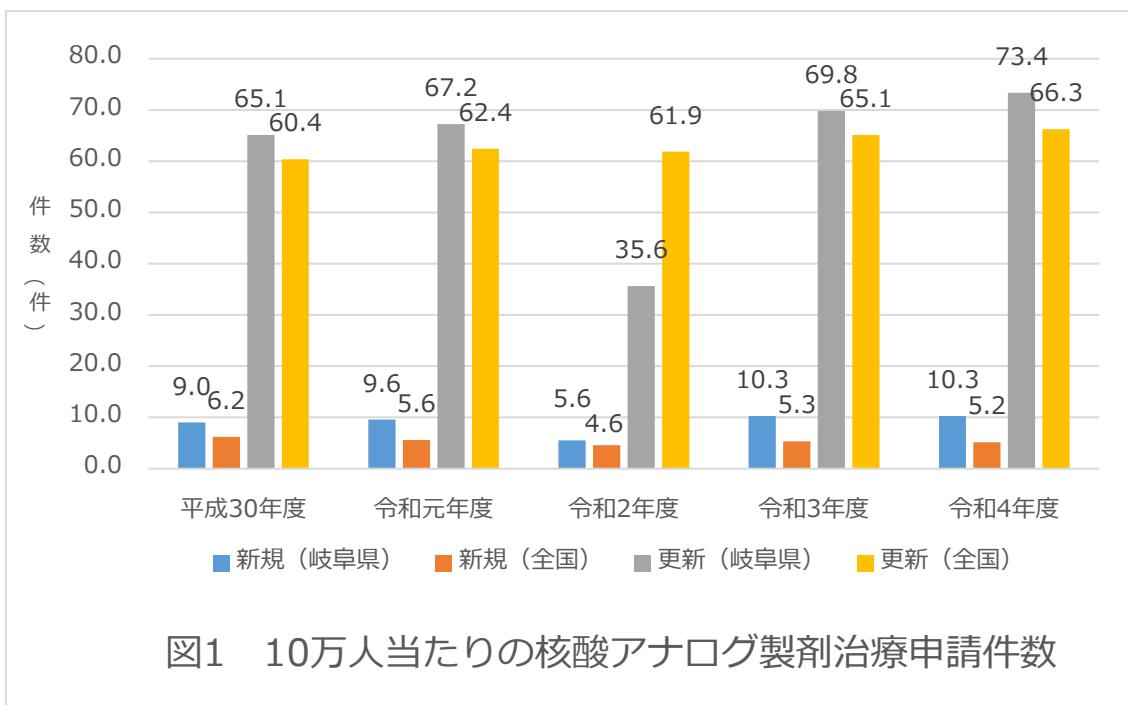


図1 10万人当たりの核酸アナログ製剤治療申請件数

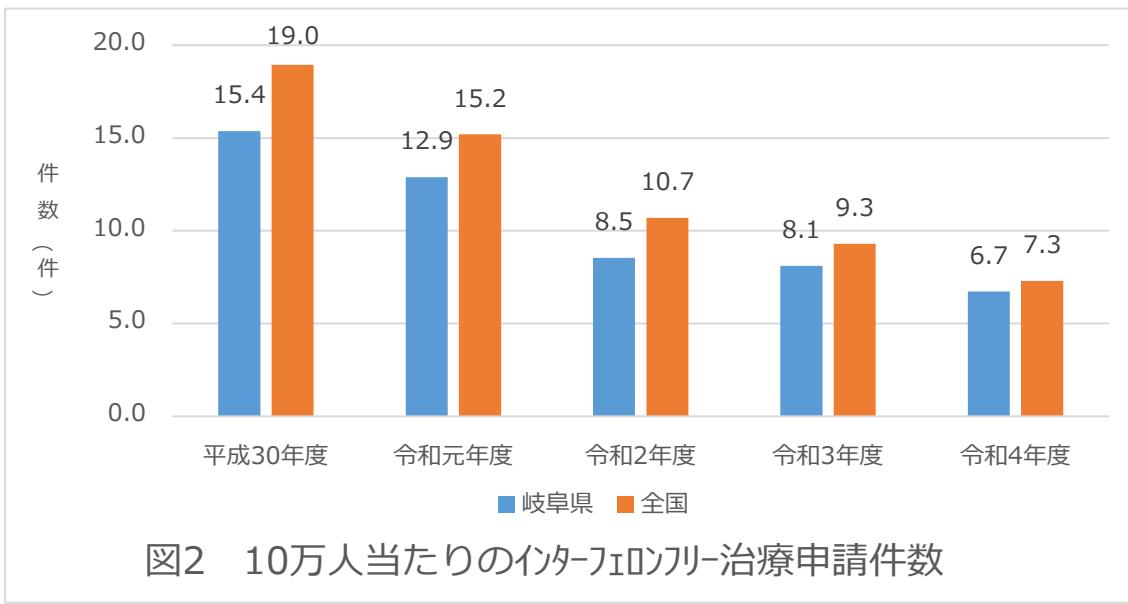


図2 10万人当たりのインターフェロンフリー治療申請件数

2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の現状

(1) 制度改正の変遷

肝がんや重度肝硬変は予後が悪く、長期に渡り療養を要するため、患者の医療費の負担軽減を図り、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組み（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）が構築された。

表2 肝がん重度肝硬変治療研究促進事業における改正変遷

年月	事項	内容
H30. 6	国要綱策定	—
H30. 10	県要綱策定	—
R1. 12	制度改正	運用の弾力化（入院1ヶ月目～3ヶ月までの入院医療は指定医療機関以外で行われることも可能とする）
R3. 4	制度改正	要件の緩和（分子標的薬を用いた化学療法又は肝動注化學療法による通院治療を助成対象とすること、助成要件となる対象月数を短縮する）
R5. 4	制度改正	対象医療の追加（肝がん外来医療に係る粒子線治療も対象となった）

(2) 申請（認定）件数について

県では、平成30年12月から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費助成を開始した。令和2年度までの申請（認定）件数は8件であったが、令和3年4月に助成要件が緩和された結果、申請件数が増加した。（図3）。令和4年以降は申請件数が減少している。

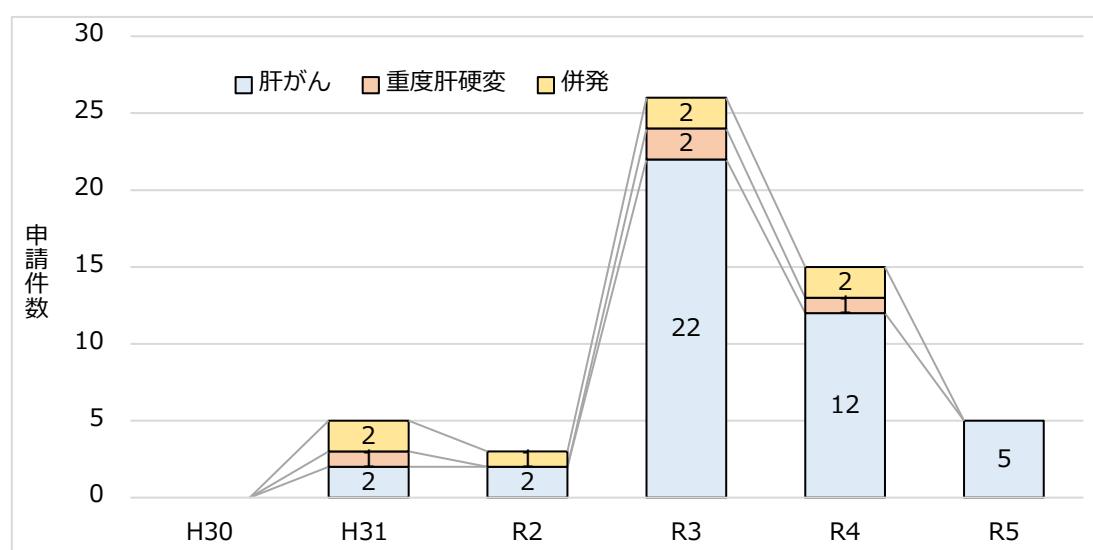


図3 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者証申請件数

（期間：H30.12～R5.12）※申請件数は交付日で整理。

(3) 申請（認定）患者受診医療機関

参加者証の申請の際には、指定医療機関の医師が作成した臨床調査個人票の提出が必要である。現在に至るまでに、提出があった臨床調査個人票について、提出した医療機関名を集計した（表3）。

表3 指定医療機関を受診する患者からの申請件数（R5.12まで）

指定医療機関名	件数	指定医療機関名	件数
岐阜大学医学部附属病院	6	中濃厚生病院	0
岐阜県総合医療センター	9	中部国際医療センター	0
岐阜市民病院	15	可児とうのう病院	0
松波総合病院	0	東可児病院	0
朝日大学病院	0	岐阜県立多治見病院	16
岐阜清流病院	0	土岐市立総合病院	1
羽島市民病院	1	東濃厚生病院	0
岐阜赤十字病院	1	市立恵那病院	0
岩砂病院・岩砂マタニティ	0	中津川市民病院	1
東海中央病院	0	高山赤十字病院	0
大垣市民病院	2	(県外) 愛知医科大学病院	1
		(県外) 富山大学医学部附属病院	1

3 課題

(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

- 令和3年4月に実施された制度改正によって申請件数が増加したが、現在県が指定する指定医療機関（21機関）の患者のうち、9機関の患者から申請がある状況であり、抽出できていない患者が存在する可能性がある。

4 今後の取り組み（案）

- 肝炎治療特別促進事業の受給者証の更新者に対し、マイナンバー利用が可能となった旨のチラシを配布し、当該制度の利用を促進させる。
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施状況を各医療機関と共有し、対象患者の拾い上げを各医療機関に依頼する。
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関するチラシとポスター（厚生労働省発行）を県内指定医療機関及び保健所に配布し、事業の周知、啓発を図る。